

岩手県告示第 647 号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定（昭和 48 年岩手県告示第 735 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 売りさばき人</p> <p>[略]</p> <p>島山勝（久慈地区合同庁舎内食堂）（平成19年8月1日指定）</p>	<p>2 売りさばき人</p> <p>[略]</p> <p>島山勝（久慈地区合同庁舎内食堂）（平成19年8月1日指定）</p> <p>及川秀子（千厩行政センター庁舎内売店）（平成19年9月<u>1日指定</u>）</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	